

### 不法投棄等の未然防止等対策の強化の推移

○…廃掃法の改正      ●…予算等による対応

年	主な対策
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設の設置について、許可制の創設</li> <li>○産業廃棄物の委託基準の改正</li> <li>○特管産廃についてマニフェストの使用の義務づけ</li> <li>○不法投棄等された廃棄物の措置命令の要件緩和</li> <li>○廃棄物不法投棄等の罰則強化(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。特管産廃は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)</li> </ul>
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設設置手続の明確化(生活環境アセス 等)</li> <li>○最終処分場の適正な維持管理の確保(維持管理積立金制度の導入 等)</li> <li>○委託基準、再委託基準の強化</li> <li>○業許可の欠格要件の強化(暴力団不当行為防止法違反者等の追加)</li> <li>○許可取消要件の強化(施設構造計画・維持管理計画に不適合 等)</li> <li>○マニフェスト制度の拡充(全産廃を対象に。電子マニフェスト導入)</li> <li>○不法投棄に対する罰則強化(1000万円、懲役3年、法人重課1億円)</li> <li>○支障除去等措置の強化(措置命令対象者をマニフェスト不交付にも拡大 等)</li> <li>○産業廃棄物適正処理推進基金の創設</li> </ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理業の許可等の要件の追加(暴力団員等である者 等)</li> <li>○廃棄物処理施設の設置許可の要件の追加(維持管理基準適合性 等)</li> <li>○廃棄物処理施設の譲受け等に関する許可等の創設</li> <li>○マニフェスト制度の見直し</li> <li>○廃棄物の焼却の規制強化</li> <li>○不適正処分に関する措置命令の要件の追加(産業廃棄物管理票に係る義務等に違反した者、不適正処分に関与した者)</li> <li>○罰則の強化(廃棄物焼却禁止違反、廃棄物の投棄禁止違反 等)</li> </ul>
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境破壊行為早期対応システムを開発(翌年、都道府県等に提供開始) (現「エコアラームネット」)</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県等の調査権限の拡充(疑い物に係る立入検査の創設)</li> <li>○不法投棄等に係る罰則の強化(不法投棄等未遂罪の創設 等)</li> <li>○国の関与の強化(緊急時の国の調査権限の創設、国の責務の明確化)</li> <li>○悪質な処理業者への対応の更なる厳格化等(特に悪質な業者の許可の取消の義務化 等)</li> <li>●不法投棄事案等対応支援事業(専門家支援チーム)開始</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急時の環境大臣の関係都道府県に対する指示規定の創設</li> <li>○廃棄物処理施設における事故時の措置</li> <li>○指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止</li> <li>○罰則の強化(不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物を収集・運搬した者の処罰規定)</li> <li>●不法投棄撲滅アクションプラン制定</li> <li>●不法投棄ホットライン設置</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マニフェスト制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の</li> <li>○産業廃棄物の収集・運搬を受託した者にマニフェストの保存を義務づけ</li> <li>○マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑の引き上げ(6月以下の懲役又は50万円以下)</li> <li>○無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入</li> <li>○維持管理積立金制度の対象を拡大(平成10年6月以前に埋立開始された最終処分場を追加)</li> <li>○不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化</li> <li>●地方環境事務所の設置</li> </ul>

平成19年	●全国ごみ不法投棄ウィーク開始
平成20年	●不法投棄撲滅運動開始
平成21年	●衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策開始
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設</li> <li>○建設工事に伴って生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化</li> <li>○不法投棄等廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報を努力義務化</li> <li>○措置命令の対象となる行為の拡大（不適正な保管、収集、運搬も対象に）</li> <li>○不法投棄に対する罰則強化（法人重課3億円）</li> <li>○廃棄物処理施設の設置者に対する都道府県知事等による当該施設の5年ごとの定期検査の義務づけ</li> <li>○廃棄物処理業の優良化の推進</li> </ul>